

外来・在宅ベースアップ評価料

令和8年6月の診療報酬改定に伴う外来・在宅ベースアップ評価料（I）について、下記の通り対応します。

当院は外来・在宅ベースアップ評価料（I）を算定しています。これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

- ・ **算定対象**：初診時・再診時
- ・ **対象職員**：医師（40歳以上）を除く勤務する全職員

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

